

## 川崎市公告第837号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します

令和8年5月11日

川崎市長 福田紀彦

- 1 業務名  
夢見ヶ崎動物公園整備基本・実施設計業務委託
- 2 履行期間  
契約日から令和10年3月31日まで
- 3 履行場所  
川崎市幸区南加瀬1-2-1
- 4 業務概要

### (1) 業務目的

本公園は、加瀬山の豊かな緑を活かし、広場、動物、植物、古墳などの歴史資源を有する地区公園として昭和25(1950)年に開園され、平成30(2018)年3月に「夢見ヶ崎動物公園基本計画」を策定した後、施設の老朽化や周辺環境の変化、市民ニーズの変化、気候変動への対応に加え、近年のアニマルウェルフェアへの関心の高まりなど社会変容に対応するため、計画の見直し検討を段階的に進めており、令和8(2026)年5月に市民と利用者が「いのちを感じる」場となることを目指した再整備計画の策定を予定している。本業務は、その再整備計画に基づき、基本・実施設計の検討を行い、施設の配置や具体的な整備内容を決定することを目的とする。

### (2) 業務内容

本業務は、策定された再整備計画に基づき、関連計画や敷地条件、法規制、利用者ニーズ等の与条件を整理するとともに、諸施設および樹木等の配置、構成、規模等の詳細について検討・設定を行うものである。あわせて、動物の行動や生態を間近に感じられる空間構成や体験のしかけを意識し、主要施設のイメージ図の作成および概算工事費の算出をした上で、次期整備工事に展開できるよう、撤去・実施に係る各種図面、数量計算書等の資料を作成するものである。

その過程においては、アニマルウェルフェアへの配慮を基本とし、来園者がわくわくしながらいのちを感じることでできる動物公園としてのしかけを検討する。あわせて、観覧のしやすさの向上や暑熱対策等による利用者環境の改善を図るとともに、持続的な施設管理を見据え、将来的な維持管理・更新を考慮した合理的な施設構成について、総合的に検討する。さらに概算事業費や事業スキーム、整備および運営を見据えた工程・スケジュールを整理し、地元および関係部署・関係機関との協議・調整を行いながら、より具体的な整備内容を基本・実施設計により決定すること。

**整備公園**：夢見ヶ崎動物公園(川崎市幸区南加瀬1-2-1、公園全体面積：約65,228㎡)

**整備範囲**：公園設計：約21,000㎡(インフラ設備含む、獣舎・外周樹林部除く)

：建築設計：(基本設計)再整備計画において整備するすべての建築物(獣舎、動物病院等、建築付帯電気設備及び建築付帯機械設備含む)

(実施設計) 再整備計画による建設工期の「第Ⅰ期」に整備する建築物(主に動物病院等のバックヤード施設で、建築付帯電気設備及び建築付帯機械設備を含む)

## ア 基本設計(公園)

「夢見ヶ崎動物公園再整備計画」に基づき、基本設計について技術的、社会的、経済的な側面からの評価・検討及び設計条件の確認・整理を行うこと。内容は以下の項目とする。

- (1) 諸施設及び樹木管理の検討・設定等
- (2) 主要施設のイメージ図の作成
- (3) 概算工事費の算出
- (4) 鳥観図・透視図の作成

諸施設及び樹木管理の検討・設定等については、獣舎・公園の基本設計および実施設計にあたり、インフラ設備、建築物、トイレ、園路等を対象とした施設管理計画を作成する。各施設について、ライフサイクルコスト(LCC)の考え方、整備・更新時期、補修・修繕の想定タイミング及び概算予算を整理し一覧化する。

また、周辺樹林エリア(園路等に係る部分)、公園エリア及び動物園エリア、それぞれの特性を踏まえ、市が提供する毎木図面を基に、景観形成や利用者動線へ配慮した保全、更新、伐採、剪定等の方針を定め、併せて、整備及び更新の想定時期、管理サイクル並びに概算費用を整理する。

## イ 実施設計(公園)

基本設計の成果に基づき、地形、使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を合理的、経済的に設計し、実施に必要な設計図面等を作成すること。内容は以下の項目とする。

- (1) 撤去等方針の設定
- (2) 撤去関係図の作成
- (3) 撤去等数量計算
- (4) 実施設計の検討
- (5) 実施設計図の作成
- (6) 各種計算書の作成
- (7) 工事内訳書の作成
- (8) 実施設計説明書の作成

撤去等方針の設定については、撤去・移設・補修活用等の方針設定を行い、撤去物の分類、処分場の把握等を明記する。

撤去関係図の作成については、撤去する施設を示した平面図、数量算出のための詳細図・想定図・根拠図等の作成を行う。

撤去等数量計算については、通常の数量算出に加えて、素材分類ごとの搬出量、運搬距離等の算出を行う

#### ウ 基本設計（建築）

「夢見ヶ崎動物公園再整備計画」に基づき、基本設計について技術的、社会的、経済的な側面からの評価・検討及び設計条件の確認・整理を行うこと。設計範囲は再整備計画において整備するすべての建築物（建築附帯電気設備及び建築付帯機械設備を含む）を対象とする。内容は以下の項目とする。

- (1) 設計条件等の整理
- (2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- (3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- (4) 基本設計方針の策定
- (5) 基本設計図書の作成（工事全体の仮設計画及び施工ステップ図）
- (6) 概算工事費の検討
- (7) 基本設計内容の建築主への説明等
- (8) 概略工事工程表の作成
- (9) 透視図の作成
- (10) 模型作成

本事業は動物園を閉園することなく工事を行うため、基本設計図書の作成において、工事全体の仮設計画及び施工ステップ図を作成すること。

#### エ 実施設計（建築）

基本設計の成果に基づき、工事に必要な詳細構造を合理的、経済的に設計し、実施に必要な設計図面等を作成すること。設計範囲は、再整備計画による建設工期の「第Ⅰ期」に整備する建築物（建築附帯電気設備及び建築付帯機械設備を含む）を対象とする。内容は以下の項目とする。

- (1) 要求等の確認
- (2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- (3) 実施設計方針の策定
- (4) 実施設計図書の作成
- (5) 建築確認申請（計画通知）図書の作成
- (6) 概算工事費の検討
- (7) 実施設計内容の建築主への説明等
- (8) 解体工事に関する上記（1）～（7）の業務（既存建築物の図面作成含む）及び積算業務
- (9) 積算業務（建築・建築付帯電気設備・建築付帯機械設備）

- (10) 計画通知申請の手続き業務
- (11) その他建築基準関係規定等に係る法令・条例に関する行政手続業務等
- (12) 住民説明用資料の作成
- (13) 工事議案資料の作成
- (14) 概略工事工程表の作成

## オ 照査

決定した構造物の数量及び構造に対して照査を行い、照査技術者は、以下の項目を標準とし照査を行い、主任(管理)技術者に報告すること。

- (1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行うこと。
- (2) 設計方針及び設計手法、施工方法が適切であるか照査を行うこと。
- (3) 設計積算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行い、基準との整合を図ること。

## カ 会議開催の補助

全5回程度を標準とする。作成した計画に対して、市民や地元管理団体の意見の聞き取りや同意を得る等の会議において、その補助的役割を行うこととし、各回毎に報告書を取りまとめること。

## キ 打合せ協議

全7回(着手時、中間5回、成果品納入時)を標準とする。対面を基本とし、オンライン等も可とする。このほか、必要な打合せが生じた場合は、相談の上、随時適切に対応すること。

## ク 成果品の取りまとめ

資料の作成にあたっては、事前に監督員と十分協議を行い、わかりやすくレイアウトやビジュアル化にも配慮することとする。また、資料の作成は電子媒体を基本とし、図・イラスト等紙媒体での作成が必要な場合はその都度監督員の指示に従うこと。報告、協議等の情報交換は電子メールを基本とし、各業務の完了時に紙媒体にて取りまとめたうえで提出すること。その他監督員の指示がある場合には、その都度指示に従うこと。

## 5 事業委託料(参考)

事業委託料は、次の金額を上限とする。

104,533,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

## 6 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和 7・8 年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「建設コンサルタント」・種目「都市計画及び地方計画部門」に登録されていること。（審査時点で業者登録されていれば、資格要件は満たしているものとする。）
- (4) 令和 8 年 5 月 18 日を起算日とする過去 10 年間において、日本動物園水族館協会（JAZA）登録の動物園における獣舎を含む施設の新築・改築・改修いずれかの設計実績を有すること。（竣工済みのもので、設計完了日が 10 年以内であること。契約書、仕様書等で設計期間、対象施設が確認できる資料を提出すること。）
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること。

## 7 担当部局

川崎市 建設緑政局 緑政部 みどりの保全整備課 公園緑地担当 小原

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地（本庁舎 17 階）

電 話 044-200-2390（直通）

F A X 044-200-3973

電子メール [53mihoze@city.kawasaki.jp](mailto:53mihoze@city.kawasaki.jp)

受付時間 午前 9 時～午後 5 時（閉庁日及び正午から午後 1 時を除く。）

## 8 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

### (1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」へ掲載する。なお、様式についても併せて掲載する。

### (2) 公表開始日

令和 8 年 5 月 11 日（月）

## 9 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「6 参加資格」を確認のうえ、次の提出書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により 1 部提出すること。

- (1) 提出期間  
令和8年5月12日(火)から令和8年5月18日(月)まで  
(郵送の場合は令和8年5月18日(月)必着)  
※受付時間：午前9時～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)
- (2) 提出場所  
「7 担当部局」のとおり
- (3) 提出書類  
参加意向申出書(様式1)
- (4) その他  
参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付する。

#### 1 0 質問書の受付・回答

- (1) 受付方法  
質問書(様式2)に質問内容を記載し、「7 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付
- (2) 受付期間  
令和8年5月25日(月)から令和8年5月27日(水)まで  
※受付時間：午前9時～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)
- (3) 回答方法  
令和8年6月2日(火)までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答

#### 1 1 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を提出

- (1) 提出期間  
令和8年6月29日(月)から令和8年7月3日(金)まで  
(郵送の場合は令和8年7月3日(金)必着)  
※受付時間：午前9時～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)
- (2) 提出書類(イ～オはすべて任意様式)
  - ア 企画提案書(向きは横を基本とし、A3様式3ページとする。)  
市民と利用者が「いのちを感じる」場となることを目指した提案書とすること。  
**1ページ目：実施概要**  
目的・体制・スケジュール等  
**2ページ目：公園に係る提案内容**  
【課題1：緑と人が出会う里山樹林エリアの提案】  
景観と動線に配慮し、生きものとの共存と安全を両立した、地域の憩いの空間を提案すること  
発生材や自然資源を活用し、いのちの循環を感じる提案とすること

**【課題2：人と人が出会う公園エリアの提案】**

顔となる遊具などを中心に、多様な遊びが展開できる柔軟な空間を提案すること

安全に楽しみながら歩ける空間と、暑熱環境に配慮した休憩施設を提案すること

**【課題3：生きものと人が出会う動物園エリアの提案】**

アニマルウェルフェアを踏まえ、生きものの行動や魅力を引き出す観覧空間を含めた、快適で利便性の高い空間を提案すること

サインや案内板を活用し、動物公園全体の一体感と回遊性を高める提案とすること

**3 ページ目：建築に係る提案内容**

**【課題1：生きものと人が出会う動物舎の提案】**

老朽化やアニマルウェルフェアに対応するための動物舎整備と子ども目線やバリアフリーに配慮した展示などの観覧環境を提案すること

**【課題2：バックヤード・病院・保護施設の提案】**

動物の安全と職員の働きやすさや安全を考慮した施設を提案すること

**【課題3：動物園を運営しながらの工事に対する提案】**

飼育動物を移動させながら、段階的に改修整備するため、来園者、職員、工事動線を踏まえた工事仮設計画、施工ステップを提案すること

イ 実施体制及び配置予定人員

ウ 見積書

エ 業務実績表

オ 会社（団体）概要書（パンフレット等）

**(3) 提出部数**

ア PDF データで各1部

（書類ごとにファイルを作成し、ファイル名を「業者名\_書類名」とする。

例：株式会社〇〇\_企画提案書.pdf）

イ 見積書のみ：原本（紙）を1部（押印あり）

**(4) 提出方法**

ア 別途指定する Logo フォームにアップロードし、送信

指定 Logo フォーム <https://logoform.jp/form/FUQz/1562776>

イ 見積書原本は、令和8年7月3日（金）までに「7 担当部局」へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）

(5) 留意点

- ア 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできない。
- イ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限らない。
- ウ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがある。

1.2 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、夢見ヶ崎動物公園整備基本・実施設計業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) 審査日及び場所等

ア 審査日時（予定）

令和8年7月21日（火）から令和8年7月23日（木）のうち、指定の日時  
※日時は調整の上、個別に連絡する。

イ 審査場所（予定）

川崎市役所本庁舎  
※場所は調整の上、個別に連絡する。

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ、HDMIコード以外は、全て提案者が用意すること。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説明や質疑に対する応答はいずれかの者が行うこととする。

(3) 審査基準

本業務の受託候補者の選考については、参加者から提出された提案書に基づき、次の選考基準により審査する。

ア 業務目的・内容の理解度

1) 理解度

事業の目的や意義などの基本的な考え方を理解しているか。

2) 知識・能力

業務に必要な知識、能力が十分備わっているか。

3) 積極性

業務に積極的に取り組む姿勢がみられるか。

## イ 事業実施体制

### 1) 組織体制

業務を円滑に実施できる人員が配置され、役割分担が明確かつ適切であるか。

### 2) スケジュール

履行期限までに業務が完了するような適切なスケジュールとなっているか。

## ウ 事業の企画力

### 1) 企画力

アニマルウェルフェアへの配慮を基本とし、来園者がわくわくしながらいのちを感じることできる動物公園としてのしかけを提案しているか。

持続可能な管理手法等、将来的な維持管理・更新を考慮した提案となっているか。

### 2) 実現性

提案内容に具体性と実現性があるか。

### 3) 表現力

提案書の文章、レイアウト等が分かりやすく、伝わりやすい表現、デザインになっているか。

## エ プレゼンテーション能力

口述による提案説明が明快で分かりやすい言い回しであるか。

### (4) 受託候補者の特定

評価委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定する。なお、基準点を総合得点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者とする。

### (5) 受託候補者選定結果通知（予定）

令和8年7月24日（金）

## 1.3 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失する。

- (1) 契約日前に「6 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

## 1.4 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否

市指定の契約書により、必要とする。

(4) 契約保証金

川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となるが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要がある。

(5) その他詳細について

詳細については、「夢見ヶ崎動物公園整備基本・実施設計業務委託プロポーザル実施要領」を参照すること。